

三豊市農業委員会 11月定例総会議事録

令和3年11月22日午後1時30分より、三豊市農業委員会11月定例総会を三豊市危機管理センター301・302会議室において開催した。

1. 出席者、欠席者の状況

出席者 27名（農業委員22名、農地利用最適化推進委員5名）
欠席者 4名

【農業委員】 (出席○・欠席ー)

1番	堀江 博	○	2番	細川 耕助	○	3番	岡根 譲	○
4番	松岡 史郎	ー	5番	黒木 昭則	○	6番	石井 徳和	○
7番	貞廣 駿	○	8番	石井 宏昭	○	9番	橋川 義信	○
10番	白川 智樹	○	11番	大西 弘	○	12番	片山 雅夫	○
13番	新延 健	○	14番	田所 上奉	○	15番	三好 康芳	○
16番	田井 三代子	○	17番	金子 芳巳	○	18番	石原 剛	○
19番	西山 正一	○	20番	大崎 正義	○	21番	森 尚行	○
22番	宮崎 和代	ー	23番	正田 茂義	○	24番	吉田 由紀	○

【農地利用最適化推進委員】

16番	真鍋 智	ー	20番	秋山 正伸	○	29番	片桐 淳一	○
36番	芳地 勲	○	45番	酒井 貢	○	53番	岡田 博之	ー
61番	安藤 徹雄	○						

2. 署名委員

10番 白川 智樹
13番 新延 健

3. 事務局の出席者

事務局長 片桐 伸尚
事務局次長 岡崎 英司
主 任 菅原 雅慶
主 任 大井 要平

4. 書 記

会計年度任用職員 小川 春子

5. 議 題

議案第 1号 使用貸借にかかる農地返還通知の件について(報告)
議案第 2号 農地法第18条第6項の規定による通知の件について (報告)
議案第 3号 農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について
議案第 4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について
議案第 5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について
議案第 6号 非農地通知の件について
議案第 7号 農用地利用集積計画の件について
その他の件について

6. 開会 【午後 1時30分】

事務局長 ご案内の時刻が参りました。
それでは、ただ今より開会いたします。三豊市農業委員会11月定例総会の開会にあたり、堀江会長より挨拶をいただきます。

会長 皆様、こんにちは。日々寒くなる昨今です。12月を控え、お忙しい中のご出席、誠にありがとうございます。任期も残り4か月足らずとなりました。3年間、長いようで短かったような気がします。コロナで一番大変な時期に活動していただきありがとうございます。残りわずかですが、地域を守るためにも、遊休農地の解消・後継者づくりの活動をお願いしたいと思います。本日の議案数はそんなに多くはありませんが、忌憚のない意見を言っていただき、スムーズに会を進めて行きたいと思っておりますので、よろしく願い申し上げ、冒頭の挨拶に代えさせていただきます。

事務局長 ありがとうございます。4番 松岡 史郎 委員さんと、22番 宮崎和代 委員さんから、あらかじめ欠席の連絡を頂いております。
ただいまの出席農業委員は22名です。定足数に達しており、会議が成立いたしますことをご報告申し上げます。

なお、恐れ入りますが、携帯電話をお持ちの方は、会議中は電源を切るかマナーモードに設定していただきますようお願いいたします。

本日は、「感染予防対策期」であることを受け、引き続き定例総会においても入室前の手指の消毒やマスクの着用をお願いしております。また、座席の配置を変更し、会議中は換気のため窓を開放します。会議時間を短縮するため通常より簡潔に議案説明をいたします。分かりにくいところなどありましたら、説明後に質問をお願いいたします。

また本日ご出席いただいております推進委員さんにつきましては、提出された議案に対して意見を述べることは差支えがありませんが、採決には参加できませんので、あらかじめご承知の上、議事進行にご協力をお願いいたします。

それでは、総会会議規則第6条の規定によりまして、本会議の議長を堀江会長をお願いいたします。

議長 ただ今から、三豊市農業委員会11月定例総会を開会いたします。
最初に、本総会会議規則に従いまして、私から議事録署名人を指名させていただきます。それでは議席番号10番 白川 智樹 委員、議席番号13番 新延 健 委員のご両名をお願いいたします。

本日の議題につきましては、事前に送付させていただいております議案書のとおりです。それでは、これより議事に入ります。

1ページを開いてください。議案第1号「使用貸借にかかる農地返還通知の件について」を議題といたします。事務局の報告を求めます。

事務局 議案第1号「使用貸借にかかる農地返還通知の件について」を報告いたします。

〔 議案第1号 番号1号から番号18号を朗読 〕

以上18件、当農業委員会に対しまして、使用貸借権の解約が双方合意の上、成立された旨、通知がありましたのでご報告申し上げます。

議長 ただ今の議案第1号の報告に対しまして、みなさん方から何かご意見、ご質問ございませんか。

一同 〔 なしの声あり 〕

議長 ないようですので、議案第1号「使用貸借にかかる農地返還通知の件について」の番号1号から番号18号の18件の報告事項は、異議なしと認めます。

次に進ませていただきます。7ページを開いてください。議案第2号「農地法第18条第6項の規定による通知の件について」を議題といたします。事務局の報告を求めます。

事務局 議案第2号「農地法第18条第6項の規定による通知の件について」を報告いたします。

〔 議案第2号 番号1号を朗読 〕

以上1件、農地法第18条第6項の規定によりまして、当農業委員会に対して、賃貸借権の合意解約がなされた旨、通知がありましたのでご報告を申し上げます。

議長 ただいまの議案第2号の報告に関しての質疑をお受けします。みなさん、いかがでしょうか。

一同 〔 なしの声あり 〕

議長 ないようですので、議案第2号「農地法第18条第6項の規定による通知の件について」の番号1号の1件の報告事項は、異議なしと認めます。次に進ませていただきます。8ページを開いてください。議案第3号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第3号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について」説明をさせていただきます。

〔 議案第3号 番号1号から番号9号を朗読 〕

以上9件につきましては、農地の権利移動の不許可条項であります、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますのでご提案申し上げます。ご審議の程、よろしく願い申し上げます。

議長 事務局の説明が終わりました。続いて担当委員から説明をお願いします。

2 番 番号1号について説明します。譲渡人は農業廃止の予定です。譲受人は、農地も所有して農業も行っております。将来は栗を植える予定です。周辺地域にも影響はなく何の問題もありません。ご審議よろしく願いいたします。

8 番 番号2号について説明します。譲渡人は、保全管理に困っていました。譲受人の農地は隣接地となり、利便性を増すため、売買の話を知人に依頼していたところ売買に至りました。周辺地域にも影響はなく問題もありません。ご審議よろしく願いいたします。

続きまして、番号3号について説明します。譲受人と譲渡人は近所で、譲受人の農地の隣接地であり、譲受人が代わりに保全管理もしていました。譲渡人に話したところ、無償での譲渡の話になりました。何の問題もありません。ご審議よろしく願いいたします。

1 4 番 番号4号について説明します。譲渡人は高齢で維持が困難なので、買い手を探していました。譲受人はブドウ栽培をしていますが、自宅前の土地であり、規模を拡大するのに最適な場所ということで売買にいたりしました。問題ないと思われまます。ご審議よろしく願いいたします。

続きまして、番号5号について説明します。譲受人は譲渡人から借りる予定でしたが、譲渡人から売買の話があり、購入にいたりしました。譲受人はシャインマスカットを栽培予定で年度内に施設も完成との事です。問題はないと思われまます。ご審議よろしく願いいたします。

1 5 番 番号6号と番号7号については、関連がありますので同時に説明します。譲渡人の両人は、農地の管理が困難であるので、譲受人に売買の話をしたところ、売買が成立いたしました。譲受人は管理も万全で耕作もしています。周辺に影響はなく問題はありません。

引き続き、番号8号について説明します。竹が生い茂って管理が困難な農地のため、譲渡人は譲受人に買ってくれるように依頼しました。譲受人は重機を所持しており、整地も可能なため、将来果樹園にする予定で話がまとまりました。周辺にも何ら問題ないと思われまます。

続きまして、番号9号について説明いたします。この農地についても同様に管理困難な譲渡人が譲受人に売買を依頼しました。規模の拡大を図るとの事です。周辺地域にも影響はなく問題はないと思われまます。ご審議のほどよろしく願います。

議 長 以上で担当委員の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。ご意見、ご質問ございませんか。

一 同 [なしの声あり]

議 長 ないようでございますので、議案第3号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号9号について、お諮りいたします。ご異議ありませんか。

一 同 [異議なしの声あり]

議 長 異議なしと認めます。よって議案第3号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号9号の9件につきましては、許可することと決定します。次に進ませさせていただきます。11ページを開いてください。議案第4号「農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第4号「農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について」の説明をさせていただきます。

[議案第4号 番号1号から番号4号を朗読]

なお、農地区分につきましては、全て第2種農地であります。以上4件につきましては、営農条件及び市街地化の状況から判断する立地基準と、転用の確実性及び周辺農地への被害防除措置から判断する一般基準に適合していると思われまますので、ご提案申し上げます。よろしくご審議の程お願い申し上げます。

議 長 事務局の説明が終わりました。続いて担当委員からの説明はありませんので、これより質疑に入ります。ご意見、ご質問ございませんか。

一 同 [なしの声あり]

議 長 ないようでございますので、議案第4号「農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号4号をお諮りします。ご異議ございませんか。

一 同 [異議なしの声あり]

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第4号「農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号4号の4件は、適当と認め許可相当をもって県に進達することと決定いたします。次に進ませさせていただきます。13ページをお開きください。議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 それでは、議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について」の説明をさせていただきます。

[議案第5号 番号1号から番号10号を朗読]

農地区分につきましては、全て第2種農地です。以上10件につきましては、営農条件及び市街地化の状況から判断する立地基準と、転用の確実性及び周辺農地への被害防除措置から判断する一般基準に適合していると思われまますので、ご提案申し上げます。よろしくご審議の程お願い申し上げます。

議 長 事務局の説明が終わりました。続いて担当委員から説明をお願いします。

1 1 番 番号3号について説明いたします。一部は、梅を栽培していますが、イノシシが出没地域であることから、現在は、何かを作ることが困難になっています。このままでは荒廃農地になってしまうので 借人が農地造成を申し出てくれました。地域の方の許可も出ていますので、問題ないと思われま。ご審議よろしくお願ひいたします。

7 番 番号4号について説明いたします。譲渡人は高齢で後継者もいないので農業縮小を望んでいます。県外の譲渡人は相続したけれど管理ができず荒廃状態にあります。譲受人が引き受けることになりました。周辺の同意も得ていますので問題ないと思われま。ご審議よろしくお願ひいたします。

1 1 番 番号6号について説明いたします。譲渡人は耕作をしていない状況です。譲受人は自宅の駐車場が細長く出し入れに不便であったため、家の前の渡人に売買を依頼し、成立しました。問題ないと思われま。ご審議よろしくお願ひいたします。

1 4 番 番号7号について説明します。譲受人は資材用の倉庫が新たに必要となったため、譲渡人に売買を依頼し売買が成立しました。周辺地域にも影響はなく、問題ないと思われま。ご審議よろしくお願ひいたします。
引き続き番号8号について説明します。この案件は、継続申請になります。借人は、キクラゲを栽培。周辺地域にも影響はなく冬はシイタケも栽培しており、営農の確認はできています。問題はないと思われま。ご審議よろしくお願ひいたします。

1 6 番 番号9号について説明します。譲受人は、駐車場や資材置き場が必要となり、今回交渉して、売買することとなりました。問題はないと思われま。ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 担当委員の説明が終わりました。それでは、これより質疑に入ります。ご質問ございませんか。

一 同 [異議なしの声あり]

議 長 それでは、他にご質問もないようでございますので、議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号10号について、お諮りいたします。ご異議ありませんか。

一 同 [異議なしの声あり]

議 長 異議なしと認めます。よって議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号10号の10件については適当と認め、許可相当をもって県に進達することと決定いたします。
16ページをお開きください。議案第6号「非農地通知の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第6号「非農地通知の件について」の説明をさせていただきます。

[議案第6号 番号1号から番号7号を朗読]

本件につきましては、農業委員会の利用状況調査によりまして、B分類と判定した農地となっており、これらにつきましては総会に諮り農地、非農地の判断をすることとなっております。なお、本総会で非農地との決議をいただきましたら、土地所有者に対しまして非農地通知を送付し、登記地目の変更を要請いたします。また香川県の関係機関や法務局等に対し、非農地通知一覧表を送付いたします。農業委員会におきましても農地基本台帳からの削除など整備等を行います。よろしくご審議の程お願ひいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。引き続き担当委員から説明をお願いします。

2 番 番号1号について説明します。周辺道路が狭いため山林原野化が進んでいます。高齢のため管理できず荒廃しています。非農地通知が適当と判断します。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

3 番 番号2号から番号6号について説明します。続いている場所であり、木や竹が生い茂って入っていけない状態です。非農地が適当と思われま。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

1 5 番 番号7号について説明します。草がかなり生い茂って荒廃しているので、非農地通知が適当と判断します。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議 長 担当委員からの説明が終わりましたので、質疑に入ります。ご質問ございませんか

一 同 [なしの声あり]

議 長 ないようでございますので、議案第6号「非農地通知の件について」番号1号から番号7号をお諮りします。ご異議ございませんか。

一 同 [異議なしの声あり]

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第6号「非農地通知の件について」番号1号から番号7号の7件につきましては、適当と認め、対象地を農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当しないと判断し、非農地通知等を関係者に送付することと決定いたします。それでは次に進ませていただきます。18ページをお開きください。議案第7号「農用地利用集積計画の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第7号「農用地利用集積計画の件について」を説明いたします。この農用地利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づきまして農業委員会での決定が求められています。ご審議をお願いいたします。

今月は議案書の18ページから73ページまでです。管理者から耕作者の貸付は84件、農地中間管理事業による一括方式での貸し付けに関して12件、合計96件となっております。

以上、利用権の設定96件の申し出につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件であります。全てにおいて耕作の事業を行うということ、耕作の事業に必要な作業に常時従事するということ、対象農地を効率的に利用し耕作の事業を行うことができるということで、各3件の要件を満たしております。よろしくご審議の程、お願い申し上げます。

議長

事務局の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。いかがでしょうか、質問ございませんか。

一同

[なしの声あり]

議長

ないようですので、議案第7号「農用地利用集積計画の件について」をお諮りします。ご異議ございませんか。

一同

[異議なしの声あり]

議長

異議なしと認めます。よって、議案第7号「農用地利用集積計画の件について」は96件すべて適当と認め、原案のとおり決定いたします。本日上程しておりました議案の審議は以上です。では、その他の件について、事務局から説明を求めます。

[その他の件の顛末は、次頁のとおり]

その他の件

1. 農用地利用配分計画（案）について
2. 農業経営改善計画の認定について（通知）
3. 遊休農地の利用意向調査について
4. その他

(1) 12月定例総会について

日時 令和3年12月15日（水）午後1時30分

場所 三豊市危機管理センター3階 301・302会議室

(2) 定例農事相談について 【時間 13:30~16:00】

相談日	開催場所	相談委員	
12月7日(火)	危機管理センター 1階 打合せコーナー1	三野町：片山 雅夫	豊中町：三好 康芳
		詫間町：金子 芳巳	仁尾町：大崎 正義

(3) 今後の予定

月 日	会議名等	開催場所
12月8日（水） 午後1時30分～	令和3年度農業委員・農地利用最適化推進委員研修会	丸亀市綾歌総合文化会館 アイレックス 大ホール

(4) 配布物

- ・全国農業新聞（農業者年金号外）
- ・全国農業新聞2022年カレンダー

閉会【午後3時30分】

以上、議事録の正確なることを証するため、下記に署名捺印する。

議 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____